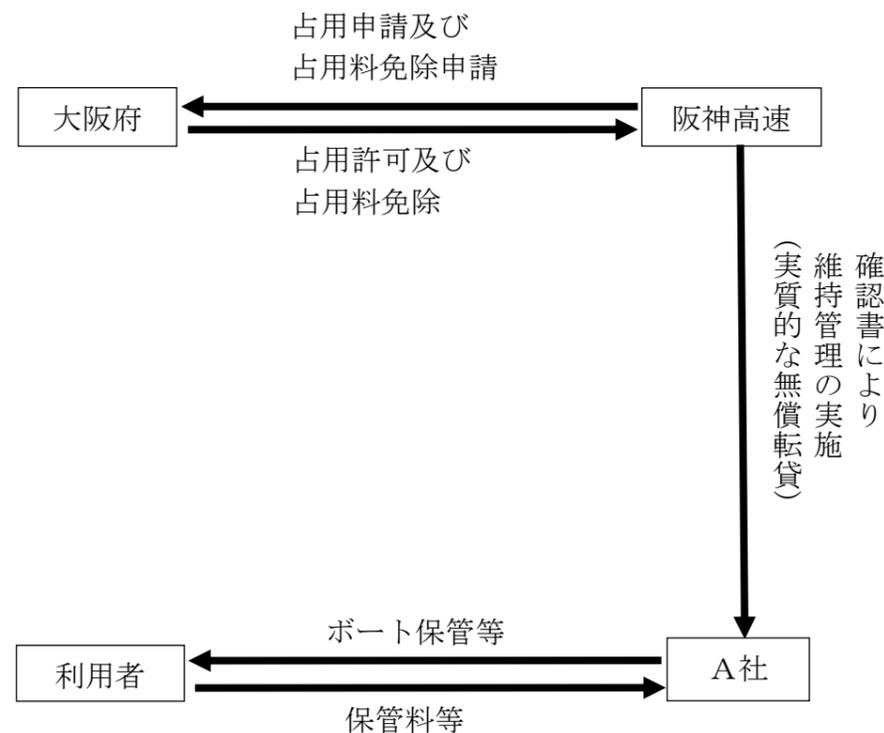


石津漁港区域内の水域及び公共空地の占用許可について

対象受検機関：環境農林水産部水産課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)												
<p>1 石津漁港区域内の水域及び公共空地の占用について 漁港漁場整備法（以下「法」という。）第25条により、漁港管理者は知事とされている。 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設等をしようとする者は、法第39条により、漁港管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 石津漁港区域内の仮設栈台及び仮設浮き栈橋について 府は、石津漁港において、下表のとおり、平成2年に阪神高速湾岸線建設のため移設されたと考えられる仮設栈台及び仮設浮き栈橋（以下「仮栈台等」という。）について、阪神高速道路株（以下「阪高」という。）に対して、水域及び公共空地の占用（2件）を許可し、占用料を免除している。 この仮栈台等は、関係者との協議でも「仮栈台等」と呼ばれ、暫定的な利用を目的として設置されたものであると考えられるが、現在も撤去されず、その帰属先について、府と阪高など、関係者と協議が続けられている。</p> <p>3 仮栈台等の転貸について 仮栈台等の占用許可条件では、転貸の禁止が規定されている。 しかし、同施設の維持管理はA社に任されており、実質的に阪高からA社に無償で転貸され、A社は、施設利用者（プレジャーボート所有者）から保管料等を徴収している。</p> <table border="1" data-bbox="284 1184 1311 1688"> <tr> <td>占用許可の相手方</td> <td>阪神高速道路株式会社</td> </tr> <tr> <td>許可物件</td> <td>工作物（仮設栈台及び仮設浮き栈橋） ※平成2年8月設置 所有権の帰属先：阪神高速道路株式会社</td> </tr> <tr> <td>面積等</td> <td>6,789.566㎡・・・水域 345.125㎡・・・公共空地</td> </tr> <tr> <td>許可期間</td> <td>平成27年7月1日～平成28年3月31日（毎年度更新） ※当初の占用許可は平成2年8月</td> </tr> <tr> <td>占用料</td> <td>全額免除 （水域分1,317,180円＋公共空地分78,690円＝1,395,870円）</td> </tr> <tr> <td>免除理由</td> <td>国、地方公共団体、知事が適当と認める公共団体等が、公用物又は事業施設を漁港区域に設置しているため。</td> </tr> </table>	占用許可の相手方	阪神高速道路株式会社	許可物件	工作物（仮設栈台及び仮設浮き栈橋） ※平成2年8月設置 所有権の帰属先：阪神高速道路株式会社	面積等	6,789.566㎡・・・水域 345.125㎡・・・公共空地	許可期間	平成27年7月1日～平成28年3月31日（毎年度更新） ※当初の占用許可は平成2年8月	占用料	全額免除 （水域分1,317,180円＋公共空地分78,690円＝1,395,870円）	免除理由	国、地方公共団体、知事が適当と認める公共団体等が、公用物又は事業施設を漁港区域に設置しているため。	<p>1 暫定的な利用を目的として設置されたものであると考えられる仮栈台等が、現在も撤去されることなく、存置されたままとなっている。</p> <p>2 法第39条に規定されている知事の許可を受けていない第三者（A社）が、阪高が設置した仮栈台等以外にも無断でクラブハウス、給油設備、駐車場及びバーベキュー広場等を設置し、営利事業を行っている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【漁港漁場整備法】 (漁港管理者の決定) 第25条 次の各号に掲げる漁港の漁港管理者は、当該各号に定める地方公共団体とする。 三 前二号に掲げる漁港以外の漁港 農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経て定める基準に従い、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該漁港の所在地の地方公共団体のうちから告示で指定する一の地方公共団体</p> <p>(漁港管理者の職責) 第26条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。</p> <p>(漁港の保全) 第39条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によってする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> </div>	<p>仮栈台等の取扱いについては、関係者と協議の上、速やかに結論を出すとともに、漁港区域内の水域及び公共空地が不適正に占有されている現状については、漁港管理者として早急に是正されたい。</p>
占用許可の相手方	阪神高速道路株式会社													
許可物件	工作物（仮設栈台及び仮設浮き栈橋） ※平成2年8月設置 所有権の帰属先：阪神高速道路株式会社													
面積等	6,789.566㎡・・・水域 345.125㎡・・・公共空地													
許可期間	平成27年7月1日～平成28年3月31日（毎年度更新） ※当初の占用許可は平成2年8月													
占用料	全額免除 （水域分1,317,180円＋公共空地分78,690円＝1,395,870円）													
免除理由	国、地方公共団体、知事が適当と認める公共団体等が、公用物又は事業施設を漁港区域に設置しているため。													

4 占用の状況



【大阪府漁港管理条例】
(占有料及び使用料)

第11条
3 知事は、特別の理由があると認めるときは、占有料等を減額し、又は免除することができる。

(土砂採取料及び占有料)

第12条 漁港の区域内の水域（府以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占有の許可を受けた者は、土砂1立方メートル（1立方メートルに満たない端数は、1立方メートルとする。）につき308円の割合で計算して得た額（土砂が1立方メートルに満たない場合は、308円）の土砂採取料又は別表第4に掲げる占有料を納付しなければならない。ただし、同条第4項の国の機関及び地方公共団体については、この限りでない。

2 前項の土砂採取料及び占有料については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

措置の内容

仮桟台等の所有権を阪高から堺市浜寺漁業協同組合へ無償譲渡する旨等を内容とする協定書を平成29年3月31日付けで交わし、府は同年4月3日付けで同組合へ仮桟台等部分の漁港区域内の水域及び公共空地の占有許可を行い、占有料の徴収を行うこととした。なお、A社が実施していた事業は、同漁協が継承し、A社との協働事業として実施している。

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月8日、事務局：平28年6月14日から同年7月5日まで）